

# 青森県報

号外第四百号

平成二十八年  
十二月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則……………
- 青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則……………

## 規 則

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成十三年十二月青森県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「年一・三パーセント」を「年一・二七パーセント」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の規定は、平成二十八年十一月二十四日以後において貸付けのなされる農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則  
青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則（平成二十一年十一月青森県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第二号中「年一・三パーセント」を「年一・二七パーセント」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、平成二十八年十一月二十四日以後において貸付けのなされる漁業経営維持安定資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている漁業経営維持安定資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭